

# 会 議 記 録

会 議 名	政策会議
開 催 日	令和7年1月21日（火）
議 題	1 政策会議付議事項について 2 その他

## 1 政策会議付議事項について

### ●市議会に関する事項（市議会提出議案・全員協議会説明事項等）

#### 《企画部》

① 和光市広沢複合施設整備・運営事業事業契約に関する変更契約の締結について

概要：事業契約書で定める物価変動に採用する指標及び総合児童センターの委託料を変更する変更契約を締結する。

結果：了承

【主な質疑応答】

- ・ なし

#### 《総務部》

① 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて

概要：刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」が創設されるため、関係条例の整理を行うもの。

なお、罰則規定の改正に係る検察庁との協議はすでに完了している。

結果：了承

【主な質疑応答】

- ・ なし

② 職員の給与に関する条例及び和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

概要：令和6年人事院勧告を踏まえて令和7年4月1日から施行する給与制度の見直しに関する改正を行うもの。

結果：了承

【主な質疑応答】

- ・ なし

## 《健康部》

### ① 訴えの提起について

概要：令和4年（ワ）第1091号国家賠償請求事件に係る求償金を請求するための訴えを提起するもの。

結果：了承

#### 【主な質疑応答】

- ・ なし

### ② 介護保険特別会計における不適正な支出について

概要：介護保険特別会計において、平成16年度以降、当該年度予算で支出すべき4月支払分の保険給付費を翌年度予算で支出していた。令和7年3月定例会の補正予算で1カ月分の保険給付費相当額を増額し、4月支払分の保険給付費を令和6年度予算から支出することで、適正な状態に正すもの。

結果：了承

#### 【主な質疑応答】

- ・ 本件事案の内容が複雑なため、資料の作成や説明の仕方などをよく検討したほうがよい。また難しい問題であるため、複数の目で対応する必要があると感じる（企画部長）  
→承知した（健康部長）

## 《子どもあんしん部》

### ① 和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

概要：栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設卒業者の栄養士免許の取得が不要になったことを踏まえ、「栄養士」の配置を求めていた規定について、栄養士免許を有さない管理栄養士も同要件を満たすことができるとされたため、「管理栄養士」を追加する改正を行うもの。施行期日は令和7年4月1日。

結果：了承

#### 【主な質疑応答】

- ・ なし

### ② 和光市子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例を定めることについて

概要：こども基本法等に基づく和光市こども計画の策定により、これまでよりもこども施策の範囲が拡大し、こども・若者もこども施策へ参画できる機能を付加する等の改正を行うもの。

結果：了承

#### 【主な質疑応答】

- ・ 本計画に関して、先日全員協議会でお諮りしたが、再度全員協議会で諮ってほしいという話があったと思うが、開催の予定はあるのか。（総務部長）

→全員協議会の開催についての調整はまだ行っていないが、具体的内容としてはパブリック・コメント実施後の変更点について説明を求められている。(子どもあんしん部長)

- ・ 3月に突発的な全員協議会の開催がありうるのか(総務部長)  
→議会からは、全員協議会での議員からの意見やパブリック・コメントでの意見を踏まえてどのように反映されているのかという報告を求められているが、具体的な日程については、話は出ていない。(議会事務局長)
- ・ 計画の名称について「こども・若者計画」にすべきではという意見があったとの説明があったが、説明会やワークショップなどでも同様の意見があったのか。また近隣市はどのような状況か。(企画部長)  
→現時点では、「こども・若者計画」に変えたほうがよいという意見は来っていない。また近隣市の状況としては、朝霞市、志木市、戸田市などが当該計画の作成に努めていて、名称については「こども計画」で進めている。全体的には「こども計画」のほうが多い印象がある。(子どもあんしん部長)

#### 《都市整備部》

- ① 令和7年3月定例会上程・和光市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

概要：建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築基準法の改正に伴い、関連する事務手数料の額等について所要の改正を行うもの。

結果：了承

##### 【主な質疑応答】

- ・ なし

- ② 和光市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

概要：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、引用条項に条ずれが生じるため所要の改正を行うもの。

結果：了承

##### 【主な質疑応答】

- ・ なし

#### 《上下水道部》

- ① 和光市水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

概要：水道法施行令及び水道法施行規則に規定される「布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の参酌基準」が改正され、令和7年4月1日に施行されることに伴う改正を行うもの。

結果：了承

##### 【主な質疑応答】

- ・ なし

#### 《教育委員会事務局》

##### ① 和光市立学校体育施設設備使用料条例を定めることについて

概要：市内小中学校体育館の一部に空調設備が設置されたことにもない、平日夜間や土日祝日に小中学校体育館を利用する学校体育施設利用団体が、空調設備を利用した場合の使用料を定めるため、和光市立学校体育施設設備使用料条例を定めるもの。

結果：了承

##### 【主な質疑応答】

- ・ なし

##### ② 令和6年和光市議会9月定例会において否決となった議案について

概要：市顧問弁護士及び埼玉県に法的な見解を求めたところ、追認の議案が否決された財産の取得は無効であることが確定し、有効とすることができないとの回答があり、その旨を1月20日付けで市議会議長に報告したが、今後の市の対応については、改めて市議会に説明することについて、政策会議において意見を受け、検討するもの。

結果：了承

##### 【主な質疑応答】

- ・ 確認だが、埼玉県の見解だと、再度、本件追認に関する議案を提出しても、無意味であるという解釈でよいか。（会計管理者）  
→再度追認の議案を提出して議会から承認を得ても、無効になった契約が解消されるわけではないという判断と解釈している。（教育部長）
- ・ 複数の顧問弁護士と埼玉県の見解を得た上で、議会へ説明するということがよいか（会計管理者）。  
→そのとおり。（教育部長）
- ・ この解釈のままで説明するということが、市や市長にとって不利な状況が改善されないということを自ら確定させるということと同義だと思うが、それでよいか。違法な契約状態を解消するのが市の一番の目的である。一弁護士の意見で確定なのか。一般的に判決が覆る判例もあるなかで訴訟をやってみなければわからないのに、市にとってメリットのない選択をしていると感じる。解決できない問題を司法で解決するというものであるのに、法的見解ではこの問題が解消されないからそのままにするしかない、という判断でよいかという点において素朴な疑問を感じる。（監査委員事務局長）  
→法的見解については、弁護士で言えば3名、それに埼玉県に確認しているこのような見解となっている。（教育部長）
- ・ 法的見解としては教育部長が示したとおりだが、この案件については、総務省に直接問い合わせたところ、都道府県経由での確認を求められたため、埼玉県に照会を行った結果、先ほどの法的見解のとおりであるという回答をもらった

と聞いている。法の見解は確定したので、その上で取りうる対応が何かないのかという検討を総務部で行っているような状況である。（企画部長）

- ・ 総務部としては、契約の無効が解消されないというのは3名の弁護士と埼玉県から示されているが、仮に和解や相殺などをおこなったとしても、契約を有効にすることはできないというところまで議論、検討して現在の状態となっている。（総務部）
- ・ 「法の見解があったとしても、そのままにしておいてよいのか」という考え方は理解できるが、結果として法の見解が出てしまっている以上、無効となっている手続きを再度提出することにどれほどの意味があるのだろうかと考える。また、責任の所在という指摘は頂いており、財産取得の無効に至った経緯や議案が否決となったこと、それによって学校現場に負担をかけていることを含めて重く受け止めていかなければならない。教育委員会としては、私自身の責任も踏まえて責任の所在ということについて対応していかなければならないと、以前から市長とも話をしている。そういうことを踏まえた上で、「無効になった契約を解消することができない」という法の見解を越えて、新たに追認を出すということに意味を見出すことができない。（教育長）
- ・ 私の考えも今の教育長の話のとおりです。（市長）

#### 《危機管理監》

##### ① 和光市犯罪被害者等支援条例を定めることについて

概要：令和6年11月27日開催の政策会議における例規審査を経て、現在パブリック・コメントを実施中(令和6年12月25日～令和7年1月22日までの29日間)。

議案提出時には参考資料として「和光市犯罪被害者等支援条例施行規則（案）」を添付する予定するもの。

結果：了承

##### 【主な質疑応答】

- ・ なし

##### ② 和光市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

概要：消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」区分を追加するため、条例改正を行うもの。

結果：了承

##### 【主な質疑応答】

- ・ なし

#### ●付議事項以外の連絡事項等

## 《企画部》

### ① 令和7年度施政方針（案）について

概要：政策会議メンバーへの確認依頼及びサイボウズ掲示板にて庁内照会を行う。  
そこで寄せられた修正意見を踏まえた内容で市長決裁により決定するもの。

結果：了承

#### 【主な質疑応答】

- ・ 修正の締め切りはいつまでか（福祉部長）
- ・ →本日政策会議終了後、直ちに掲示板に掲載いたします。締め切りは、明後日23日（木）の就業時間中としている。なお、最終的確認として、1月30日（木）に掲示板にて掲載する予定。（事務局）
- ・ 修正の方法についてはどのようになっているか（福祉部長）
- ・ →データに赤字修正したものを企画人権課の代表メールに送る形となる。各課ごとに回答を依頼する予定。（事務局）
- ・ 資料を見ると公営企業に関する記載がないようだが、その内容を追加してほしいといった修正案を出してもよいか（上下水道部長）
- ・ →可能である（事務局）

## 《総務部》

### ① 「勤怠管理システム」の導入について

概要：「勤怠管理システム」の導入に向けて操作説明会を実施するもの。

- ・ 操作研修日時：1月30日（木）、31日（金） 502会議室
  - ① 10時00分～11時00分、② 13時30分～14時30分
  - ③ 15時00分～16時00分
- ・ 導入時期：本稼働開始時期 令和7年4月以降  
仮稼働開始時期 令和7年2月1日から

結果：了承

#### 【主な質疑応答】

- ・ なし

### ② 確定申告の受付について

概要：例年同様に、確定申告の受付を別紙のとおり実施する。  
期間中多くの市民が来庁するため会場案内等の協力を要請するもの。

結果：了承

#### 【主な質疑応答】

- ・ なし

《都市整備部》

- ① 和光市空き家等対策計画（案）のパブリック・コメント及び説明会の実施について

概要：和光市空き家等対策計画（案）のパブリック・コメントを実施するもの。

実施期間：令和7年2月21日（金）～3月14日（金）（予定）

説明会：令和7年2月21日（金）18時30分～

令和7年2月22日（土）14時00分～

市庁舎6階 602会議室（予定）

結果：了承

【主な質疑応答】

- ・ なし

2 その他

- ① ストレスチェックに基づく集団分析を配布している。職場環境の改善の参考としてほしい。（総務部長）

【主な質疑応答】

- ・ なし。

以上